



## 「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりに関するこれまでの経緯

- 平成27年9月 「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」(「新たな福祉サービスシステムのあり方検討PT」報告)  
多機関の協働による包括的支援体制構築事業(平成28年度予算)
- 平成28年6月 「ニッポン一億総活躍プラン」(閣議決定)に地域共生社会の実現が盛り込まれる
- 7月 「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部の設置
- 10月 地域力強化検討会(地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会)の設置
- 12月 地域力強化検討会 中間とりまとめ
- 「我が事・丸ごと」の地域づくりの強化に向けたモデル事業(平成29年度予算)
- 平成29年2月 社会福祉法改正案(地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案)を提出
- 「地域共生社会」の実現に向けて(当面の改革工程)を「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部で決定
- 5月 社会福祉法改正案の可決・成立 → 6月 改正社会福祉法の公布  
※ 改正法の附則において、「公布後3年を目処として、市町村における包括的な支援体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」と規定。
- 9月 地域力強化検討会 最終とりまとめ
- 12月 「社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針」の策定・公表及び関連通知の発出
- 平成30年4月 改正社会福祉法の施行
- 令和元年5月 地域共生社会推進検討会(地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会)設置
- 7月 地域共生社会推進検討会 中間とりまとめ
- 12月 地域共生社会推進検討会 最終とりまとめ
- 令和2年3月 社会福祉法等改正法案(地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案)を提出
- 6月 改正社会福祉法の可決・成立

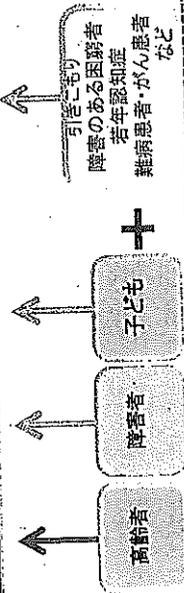
# 「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」 (平成27年9月 厚生労働省「新たな福祉サービスのシステム等」の方検討PT」報告)

## 4つの改革

### 新しい地域包括支援体制

〔包括的な相談支援システム〕

#### 1 包括的な相談から見立て、 支援調整の組み立て+資源開発



○地域により

- ・フロンストップ型
- ・連携強化型

による対応

○地域をフィールドに、保健福祉と雇用や農業、教育など異分野とも連携

誰もがそのニーズに合った支援を受けられる地域づくり

### 2 高齢、障害、児童等への総合的な支援の提供

- 多世代交流・多機能型の福祉拠点の整備推進
- ・ 運営ノウハウの共有
- ・ 規制緩和の検討 等
- 1を通じた総合的な支援の提供

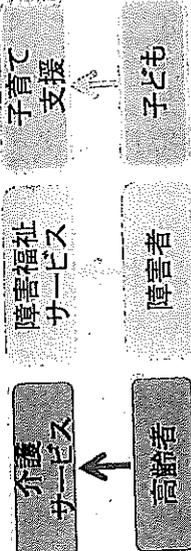
サービス提供のほかに地域づくりの拠点としても活用

### 背景・課題

#### ①福祉ニーズの多様化・複雑化

複合的な課題を有する場合や分野横断的な対応等に課題

〔制度ごとのサービス提供〕



#### ②高齢化の中で人口減少が進行

地域の実情に応じた体制整備や人材確保が課題

### 新しい支援体制を支える環境の整備

#### 4 総合的な人材の育成・確保

- 1を可能とするコア・ディネート人材の育成
- 福祉分野横断的な研修の実施
- 人材の移動促進 等

### 3 効果的・効率的なサービス提供のための生産性向上

- 先進的な技術等を用いたサービス提供手法の効率化
- 業務の流れの見直しなど効率的なサービスの促進
- 人材の機能分化など良質で効果的なサービスの促進 等

地域住民の参画と協働により、誰もが支え合う共生社会の実現

# 改正社会福祉法の概要

(地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律による改正)

## 「地域共生社会」の実現に向けた地域づくり・包括的な支援体制の整備

### 1. 地域福祉推進の理念を規定

地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする住民(世帯)が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による①把握及び②関係機関との連携等による解決が図られることを目指す旨を明記。

### 2. この理念を実現するため、市町村が以下の包括的な支援体制づくりに努める旨を規定

- 地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
- 住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整を行う体制(\*)

(\*) 例えば、地区社協、市区町村社協の地区担当、地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業、社会福祉法人、NPO法人等

- 主に市町村圏域において、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制

### 3. 地域福祉計画の充実

- 市町村が地域福祉計画を策定するよう努めるとともに、福祉の各分野における共通事項を定め、上位計画として位置づける。(都道府県が策定する地域福祉支援計画についても同様。)

※ 附則において、法律の公布後3年を目途として、2の体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる旨を規定。

※ 2017年(平成29年)6月2日公布。2018年(平成30年)4月1日施行。

# 地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について(通知概要)

## はじめに(P1~7)

○地域共生社会の実現が必要

- ・福祉の領域だけでなく、人・分野・世代を超えて、「人」「モノ」「お金」「思い」が循環し、相互に支える・支えられる関係が不可欠。
- ・地域共生社会の考え方や地域福祉推進の目的は相通するものであり、地域福祉の推進が求められている。
- ・社会福祉法改正後も平成14年の社会保障審議会福祉部会のとりに掲げられた考え方の重要性・必要性に変わりはない。
- ・他方、地域力強化検討会 最終とりまとめで示された5つの視点(①共生文化、②参加・協働、③予防的福祉の推進、④包括的支援体制、⑤多様な場の創造)を重視しながら取組を推進していく必要。
- ・地域福祉計画の策定プロセスなども活用した、関係者の総意と創意工夫による市町村における包括的な支援体制の具体化・展開を期待。

## 第一 社会福祉法改正の趣旨について(P8~12)

|   |  |
|---|--|
| (1)法第4条第1項関係(地域社会の一員として様々な活動に参加する機会は「与えられる」→「確保される」)  | (5)法第106条の2関係(相談支援を担う機関は自らでは解決が難しい地域生活課題を把握した場合、他機関へとつなぐ)    |
| (2)法第4条第2項関係(地域福祉の推進の理念の明確化(地域住民等は本人及びその世帯に着目し、幅広く生活を捉え、包括的に地域生活課題を把握し、支援関係機関と連携して解決を図るよう特に留意する)) | (6)法第106条の3第1項関係(市町村における包括的な支援体制の整備の推進(市町村の努力義務))            |
| (3)法第5条関係(福祉サービスに当たらない地域福祉の取組との連携)  | (7)法第107条、第108条関係(市町村地域福祉計画、都道府県地域福祉支援計画の充実(努力義務化、記載事項の追加等)) |
| (4)法第6条第2項関係(地域福祉推進の国・自治体の公的責任の明確化)   |  |

## 第二 市町村における包括的な支援体制の整備について(P13~28)

- 1 「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備に関する事項
- 2 「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備に関する事項
- 3 多機関の協働による包括的な相談支援体制の構築に関する事項
- 4 市町村における包括的な支援体制の構築に対する都道府県の支援について

## 第三 市町村地域福祉計画、都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドライン(P29~52)

|                |  |
|----------------|--|
| 1 市町村地域福祉計画    | (1)市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項  |
| 2 都道府県地域福祉支援計画 | (2)計画策定の体制と過程<br>(1)支援計画に盛り込むべき事項<br>(2)支援計画の基本姿勢<br>(3)支援計画策定の体制と過程 |

社会福祉法第百六条の三第二項に基づく指針(大臣告示)の補足説明

# 第二 市町村における包括的な支援体制の整備について（法第106条の3第1項関係）（P13～28）

- 1から3は、地域において必要となる機能・取組を示したものであり、同一の機関が担うこともあれば、別々の機関が担うこともあるなど、地域の実情に応じて様々な方法が考えられる。また、それぞれ「点」として個々に実施するのではなく、「面」として連携させて実施していくことが必要。
- 地域福祉計画の策定プロセスなども活用した、関係者の総意と創意工夫による市町村における包括的な支援体制の具体化・展開を期待。

1 「住民自身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることでできる環境の整備に関する事項  
（法第106条の3第1項第1号関係）  
 <P13～22>

2 「住民自身近な圏域」において、地域生活課題に関する相対的包括的支援を受け止める体制の整備に関する事項  
（法第106条の3第1項第2号関係）  
 <P22～25>

（※）地域の実情に応じて異なると考えられ、地域で協議し、決めていく過程が必要

3 多機関の協働による包括的な支援体制の整備に関する事項  
（法第106条の3第1項第3号関係）  
 <P25～28>

4 市町村における包括的な支援体制の整備に対する都道府県の支援について <P28>

● 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援

● 地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備

● 地域住民等に対する研修の実施

● 地域の課題を地域で解決していくための財源等（地域づくりに資する事業の一体的実施、共同募金によるテラー型募金、クラウドファンディング、SIB、ふるさと納税、社会福祉法人による地域における公益的な取組、企業の社会貢献活動との協働等）

● 地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備（担い手については、地域の実情に応じ、地域で協議）

● 例1：地域住民による相談窓口を設置し、社会福祉協議会のCSWが専門的観点からサポートする方法

● 例2：地域包括支援センターのランチを拠点とした相談窓口を設置するとともに、民生委員等と協働していく方法

● 例3：自治体等において各種の相談窓口を集約し、各専門職が地域担当として、チームで活動していく方法

● 例4：診療所や病院のソーシャルワーカーなどが退院調整だけでなく、地域の様々な相談を受け止めていく方法

● 地域住民の相談を包括的に受け止める場のネットワーク体制の構築（3の支援体制と連携）

● 地域の関係者（民生委員・児童委員、保護司等）等との連携による地域生活課題の早期把握

● 地域住民の相談を包括的に受け止める場のネットワーク体制の構築（3の支援体制と連携）

● 複合的で複雑な課題等の解決のため、支援関係機関が支援チームを編成し、協働して支援

● その際、協働の中核を担う機能が必要（担い手については、地域の実情に応じ、地域で協議）

● <展開の例>

● 地域づくりや、働く場や参加する場の創出を意識した相談支援体制は、生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関が福祉以外の分野とつながりながら、中核を担う場合が多い。

● 個別支援を中心に展開する体制は、住民に身近な圏域にある地域包括支援センターなどが地域住民と顔の見える関係をつくりながら中核を担う場合に見られる。

● 庁内外の連携体制の構築や情報共有の仕組みづくりは、自治体が組織体制の見直しを含めて体制整備に着手

● 支援に関する協議及び検討の場（既存の場の拡充、新たな場の設置等）

● 支援を必要とする者の早期把握（2の体制や地域の関係者、関係機関との連携）

● 地域住民等との連携（公的制度による支援と地域住民・ボランティアとの協働）

● 単独の市町村では解決が難しい課題を抱える者等（医療的ケア児、難病・がん患者、配偶者からの暴力を受けた者、刑務所出所者等）への支援体制を市町村と連携して構築

● 都道府県域で推進していく独自施策の企画・立案、市町村間の情報共有の場づくり、市町村への技術的助言

# 第三 市町村地域福祉計画、都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドライン (P29~52)

## 1 市町村地域福祉計画 <P29~42>

(1) 市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項  
 ① 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に  
 関し、共通して取り組むべき事項 <P29~33>

ア 様々な課題を抱える者の就労や活躍の場の確保等を目的とした、福祉以外  
 の様々な分野(まちおこし、商工、農林水産、土木、防犯・防災、社会教育、環  
 境、交通、都市計画等)との連携に関する事項  
 イ 高齢、障害、子ども、子育て等の各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む  
 ウ エ オ カ キ ク ケ  
 制度の狭間の課題への対応の在り方  
 生活困窮者のような各分野横断的に関係する者に対応できる体制  
 共生型サービス等の分野横断的な福祉サービス等の展開  
 居住に課題を抱える者への横断的な支援の在り方  
 就労に困難を抱える者への横断的な支援の在り方  
 自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援の在り方  
 市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある者への金銭管理、  
 身元保証人等、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護の在り方

② 地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項  
 ③ 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項  
 ④ 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項  
 ⑤ 包括的な支援体制の整備に関する事項(法第106条の3第1項各号に掲げ  
 る事業を実施する場合)  
 ⑥ その他 ※下線部分は、今般の法改正により追加された記載事項

(2) 計画策定の体制と過程(主な項目)  
 ・計画策定体制、策定方針の決定、策定の手順、各関係機関の役割、計画期  
 間、評価及び公表等、計画の見直し など

<計画策定の体制と過程に関する追加内容等>  
 ・福祉分野の「上位計画」として、各種計画との調和を図るとともに、推進して  
 いくために総合計画に地域福祉計画の内容を盛り込むことも一つの方策とし  
 て考えられること  
 ・他の計画との調和を図る具体的方法の例(見直しの時期を揃える、一体的に  
 策定する等)

## 2 都道府県地域福祉支援計画 <P43~52>

(1) 都道府県地域福祉支援計画に盛り込むべき事項  
 ① 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に  
 関し、共通して取り組むべき事項 <P43~47>

コ 高齢者、障害者、児童に対する虐待への統一的な対応や、家庭内で虐  
 待を行った養護者又は保護者が抱えている課題にも着目した支援の在  
 り方  
 サ 保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等への社会復帰支  
 援の在り方  
 シ 地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用  
 ス 地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決に取り組むことがで  
 きる地域づくりを進めるための圏域と、各福祉分野の圏域や福祉以外の  
 分野の圏域との関係の整理  
 セ 地域づくりにおける官民協働の促進や地域福祉への関心の喚起も視野  
 に入れた寄附や共同募金等の取組の推進  
 ソ 地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための補助事業  
 タ 等を有効に活用した連携体制  
 全庁的な体制整備

② 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項  
 ③ 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する  
 事項  
 ④ 福祉サービスの適切な利用の促進及び社会福祉を目的とする事業の健全  
 な発達のための基盤整備に関する事項  
 ⑤ 市町村における包括的な支援体制の整備への支援に関する事項  
 ⑥ その他 ※下線部分は、今般の法改正により追加された記載事項

(2) 支援計画の基本姿勢  
 (3) 支援計画策定の体制と過程  
 ・計画策定体制、策定方針の決定、策定の手順、各関係機関の役割、計画  
 期間、評価及び公表等、計画の見直し など

・福祉以外の分野(成年後見制度、住宅、自殺対策、災害対策等)の計画の内  
 容のうち、地域福祉として一体的に展開することが望ましいものについて位置  
 付けるなどの地域福祉計画の積極的活用  
 ・計画策定委員会の議論の活性化等に向けた配慮(必要に応じ分科会、WG  
 を設置) など

# 地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会 最終とりまとめ 概要

## I 地域共生社会の理念

- 地域共生社会の理念とは、制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割をもち、助け合いながら暮らしていくことできる、包括的なコミュニケーション、地域や社会を創るという考え方。福祉の政策領域だけでなく、対人支援領域全体、一人ひとりの多様な参加の機会の創出や地域社会の持続という観点に立てば、その射程は、地方創生、まちづくり、住宅、地域自治、環境保全、教育など他の政策領域に広がる。

## II 福祉政策の新たなアプローチ

- 個人や世帯を取り巻く環境の変化により、生きづらさやリスクが多様化・複雑化していることを踏まえると、一人ひとりの生が尊重され、複雑かつ多様な問題を抱えながらも、社会との多様な関わりを基礎として自律的な生活を継続していくことを支援する機能の強化が求められている。
- 専門職による対人支援は、「具体的な課題解決を目指すアプローチ」と「つながり続けることを目指すアプローチ」(伴走型支援)の2つのアプローチを支援の両輪として組み合わせていくことが必要。
- 伴走型支援を実践する上では、専門職による伴走型支援と地域の居場所などにおける様々な活動等を通じて日常の暮らしの中で行われる、地域住民同士の支え合いや緩やかな見守りといった双方の視点を重視する必要があり、それによりセーフィネットが強化され、重層的なものとなっていく。

## III 市町村における包括的な支援体制の整備の在り方

### 1 事業の枠組み等

- 地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する市町村における包括的な支援体制の構築を推進するため、「断らない相談支援II」「参加支援II」「地域づくり」に向けた支援の3つの支援を一体的に行う市町村の新たな事業を創設すべき。

| 断らない相談支援  | 参加支援  | 地域づくりに向けた支援   |
|---|---|---|
| ○本人・世帯の属性にかかわらず受け止める相談支援<br>①属性にかかわらず、地域の様々な相談を受け止め、自ら対応する又は関係機関につなぐ機能<br>②世帯を取り巻く支援関係者全体を調整する機能<br>③継続的につながり続ける支援を中心的に担う機能<br>※ ②及び③の機能を強化 | ○本人・世帯の状況に合わせて、地域資源を活かしながら、就労支援、居住支援などを提供することで社会とのつながりを回復する支援。<br>○狭間のニーズに対応できるように既存の地域資源の活用方法を拡充する取組を中心に、既存の人的・物的資源の中で、本人・世帯の状況に合わせて多様な参加支援の提供を行う。<br>(例) 生活困難者の就労体験に経済的な困窮状態にない世帯のひきこもりの者を受け入れる | ○地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の機会と役割を生み出す支援。<br>①住民同士が出会い参加することのできる場や居場所の確保に向けた支援<br>②ケアし支え合う関係性を広げ、交流・参加・学びの機会を生み出すコーデイネート機能 |

- 対象は、本人・世帯の属性を問わず、福祉、介護、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題や地域社会からの孤立など様々な課題を抱える全ての地域住民とすべき。
- 新たな事業の意義の一つは、地域住民や関係機関等と議論を行い、考え方を共有するプロセス自体にあることから、任意事業とし、段階的实施とすべき。
- 新たな事業を実施するに当たっては、既存の取組や機関等を活かしながら進めていくが、地域ごとに住民のニーズや資源の状況が異なることから、圏域の設定や会議体の設置等は、市町村が裁量を発揮しやすい仕組みとする必要がある。
- 国の財政支援については、市町村が柔軟に包括的な支援体制を構築することを可能とするために、一本の補助要綱に基づき申請などにより、制度別に設けられた財政支援の一体的な実施を促進する必要がある。

### Ⅲ 市町村における包括的な支援体制の整備の在り方（続き）

- 2 市町村における包括的な支援体制の構築の際のプロセスと留意すべき点
  - 市町村は地域のニーズや人材、地域資源の状況等を把握し、見える化した上で分析を行うとともに、地域住民や関係機関等と議論をし、域内における包括的な支援体制の整備について考え方をまとめ、共通認識を持ちながら取組を進める。この際、新たな縦割りを生み出さないよう留意。
  - 事業実施後も、地域住民や関係機関等と振り返りや議論を繰り返し行いつつ、事業の実施状況等を定期的に分<sub>レ</sub>析・評価し、改善していくことが必要。
  - 市町村が、地域住民や関係機関等とともに考え方を共有し、事業を推進するため、関係者をメンバーとする議論を行う場を市町村が設置する仕組みとすべき。
- 3 介護、障害、子ども、生活困窮等の各制度から拠出する際の基本的な考え方
  - 介護、障害等の既存の各制度における基準額や補助率が異なることを踏まえ、事業費の積み上げ方や配分方法について検討を行う必要がある。その際、既存制度からの拠出は、合理的なルールに基づく機械的な方法による按分とすることが必要、現在の取組を継続できるよう交付水準を保つべきといった意見を踏まえ、より詳細を検討すべき。
  - 現行の各経費の性格の維持など国による財政保障にも十分配慮する観点から、シーリング上、現在義務的経費とされているものについては、引き続き義務的経費として整理できるような仕組みとすべき。

### Ⅳ 市町村における包括的な支援体制の整備促進のための基盤

- 1 人材の育成や確保
  - 包括的支援に携わる専門職等の支援の質を担保するため、研修カリキュラムや教材等の整備の推進、研修の実施等、人材の育成・確保に向けた取組を進めることが重要。また、市町村においては、庁内全体で包括的な支援体制について検討し、体制の構築を進める中で、福祉部門の職員だけでなく、職員全体に対して研修等を行う必要がある。事業開始後も、人材を組織的に育成しつつ、チームで対応していくことが求められる。
- 2 地域福祉計画等
  - 新たな事業については、地域福祉計画の記載事項とすべき。計画の策定過程を通じて、市町村が、住民や関係者・関係機関との意見交換等を重ね、包括的な支援の考え方や新たな事業に関する共通認識を醸成することが重要。都道府県においても、地域福祉支援計画の記載事項とすべき。
- 3 会議体
  - 多職種による連携や多機関の協働が重要な基盤となるため、情報共有や協議を行う場（会議体）の機能が重要。既存の属性別の制度等による会議体があることに十分に留意して、これらを有効活用し、市町村の職員も参画した上で、個別事例の検討等を行うことが望ましい。
- 4 都道府県及び国の役割
  - 都道府県は、市町村における包括的な支援体制の構築の取組の支援、広域での人材育成やネットワークづくり、広域での支援や調整が求められる地域生活課題への対応などの役割を担うことが考えられる。
  - 国はSNS等も活用しつつ、都道府県域を越える相談事業を進めるほか、市町村等に対して、標準的な研修カリキュラムや教材等の整備、都道府県と連携した人材、育成の推進、未実施自治体やその関係者の機運醸成のためのシンポジウム等の開催、職員を個別に市町村への派遣、事例の分析や共有といった支援を進めることが考えられる。

# 1. 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の重層的な支援体制の構築の支援

○地域住民が抱える課題が複雑化・複合化(※)する中、従来の支援体制では課題がある。  
 ▼属性別の支援体制では、複合課題や狭間のニーズへの対応が困難。  
 ▼属性を超えた相談窓口の設置等の動きがあるが、各制度の国庫補助金等の目的外流用を避けるための経費按分に係る事務負担が大きい。  
 ○このため、属性を問わない包括的な支援体制の構築を、市町村が、創意工夫をもって円滑に実施できる仕組みとすることが必要。

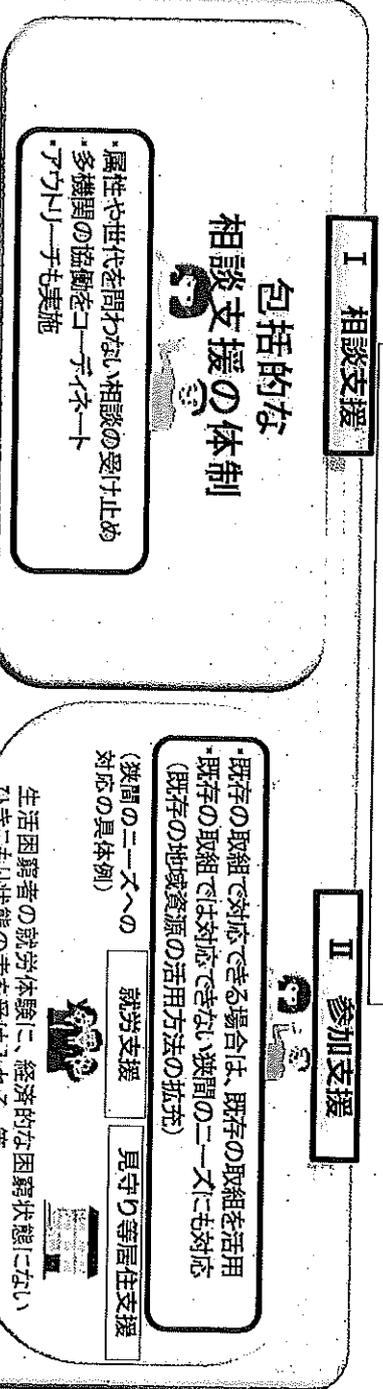
(※)一つの世帯に複数の課題が存在している状態(8050世帯や、介護と育児のダブルケアなど)、世帯全体が孤立している状態(ごみ屋敷など)

## 社会福祉法に基づいた新たな事業(「重層的支援体制整備事業」)の創設

○市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、**I 相談支援**、**II 参加支援**、**III 地域づくりに向けた支援**を一体的に実施する事業を創設する。  
 ○新たな事業は実施を希望する市町村の手あげに基づく任意事業。ただし、事業実施の際には、I～IIIの支援は必須  
 ○新たな事業を実施する市町村に対して、相談・地域づくり関連事業に係る補助等について一体的に執行できるよう、交付金を交付する。

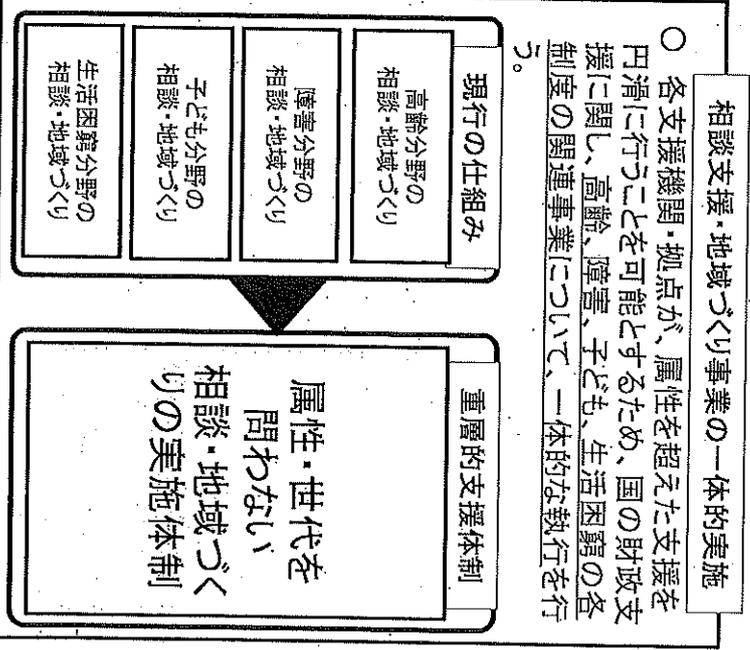
### 新たな事業の全体像

(参考)モデル事業実施自治体数 H28年度:26 H29年度:85 H30年度:151 R元年度:208



I～IIIを通じ、  
 ・継続的な伴走支援  
 ・多機関協働による支援を実施  
 住民同士の顔の見える関係性の育成支援

⇒新たな参加の場が生まれ、地域の活動が活性化



※I～IIIの3つの支援を一体的に取り組むことで、相互作用が生じ支援の効果が高まる。  
 (ア)狭間のニーズにも対応し、相談者が適切な支援につながることで、相談支援が効果的に機能する  
 (イ)地域づくりが進み、地域で人と人とのつながりができることで、課題を抱える住民に対する気付きが生まれ、相談支援へ早期につながる

# 新たな事業における3つの支援の内容

## I 相談支援

- 介護(地域支援事業)、障害(地域生活支援事業)、子ども(利用者支援事業)、困窮(生活困窮者自立相談支援事業)の相談支援に係る事業を一体として実施し、本人・世帯の属性にかかわらず受け止める、相談支援を実施
- 以下の2つの機能を強化
  - ① 多機関協働の中核の機能(世帯を取り巻く支援関係者全体を調整する機能)
  - ② 個別制度になぎにくい課題等に関して、アウトリーチも含め継続的につながり続ける伴走支援を中心的に担う機能

## II 参加支援

- 介護・障害・子ども・困窮等の既存制度については緊密な連携をとって実施するとともに、既存の取組では対応できない狭間のニーズに対応するため(※1)、本人のニーズと地域の資源との間を取り持つことで多様な資源の開拓を行う、総合的な支援機能を確保し、本人・世帯の状態に寄り添って、社会とのつながりを回復する支援(※2)を実施
  - (※1)世帯全体としては経済的困窮の状態にないが、子がひきこもりであるなど
  - (※2)就労支援、見守り等居住支援 など

## III 地域づくりに向けた支援

- 長く社会とのつながりが途切れている者に対しては性急な課題解決を志向せず、段階的で時間をかけた支援を行う
- 介護(一般介護予防事業、生活支援体制整備事業)、障害(地域活動支援センター)、子ども(地域子育て支援拠点事業)、困窮(生活困窮者のための共助の基盤づくり事業)の地域づくりに係る事業を一体として実施し、地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の場を確保する地域づくりに向けた支援を実施
- 以下の場及び機能を確保
  - ① 住民同士が出会い参加することのできる場や居場所
  - ② ケア・支え合う関係性を広げ、交流や活躍の場を生み出すコーデイネーター機能

I～IIIを通じ、  
・継続的な伴走支援  
・多機関協働による支援を実施

※ 支援プランの作成(多機関協働と一体的に実施)

